

流山市農業委員会
平成26年第6回
総会議事録

平成26年6月26日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成26年第6回総会議事録

1 期 日 平成26年6月26日(木)

2 場 所 流山市役所303会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 13番 須郷 英夫 14番 水代 啓司

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 参与名 農政課長 山崎 哲男
農政課農政係長 秋元 学

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志
次長 吉田 勝実
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について	1
(2) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	3
(3) 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について	10
(4) 議案第31号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	12
(5) 議案第32号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価・平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	13
(6) 議案第33号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について	18
(7) 議案第34号 農地取得下限面積の修正の必要性について	20
(8) 報告第14号 農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)(県許可)の取下願について	23
(9) 報告第15号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	24
(10) 報告第16号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について	25
(11) 報告第17号 専決処理の報告について	26

開会 午後3時00分

高市議長 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。

大変、雨の多い季節で、今年は場所によっては非常に強い豪雨等がありまして、大変な被害があったとお聞きしておりますが、この辺はそんなに目に見えた被害は無いようでございますけども、あと少し続くかと思っておりますので、皆さんお気を付けください。

それでは、ただ今から平成26年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名全員、で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

13番、須郷委員、14番、水代委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次をご覧ください。

本日、御審議いただく案件は、議案第28号の「農地法第3条の規定による許可申請について」から、議案第34号の「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの7議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第14号の「農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)(県許可)の取下願について」から、報告第17号の「専決処理の報告について」までの4項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

それでは、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第28号

農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の3条許可申請は、1件です。

初めに権利者ですが、流山市大字西深井の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市西深井の畑2筆で、面積は1,004㎡です。

次に、申請事由ですが、経営規模の拡大を図るため、申請地を買い受けたいというものです。

議案案内図につきましては、1ページでございます。

今月の3条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は1件であります。

本案については、権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに、申請地につきましては、流山工業団地の南側に位置している畑2筆で、面積は1,004㎡であります。

また、申請理由につきましては、農業経営規模の拡大を図るため、売買により取得するもので、申請地の畑は、草刈り済みの状況でありました。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

なお、審議のなかで、3条許可の場合においても、取得後の耕作状況を農業委員会で、見届ける必要があるのではないかと御意見がありました。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(水野委員) 売買価格はおいくらなんですか。

小林委員長 総額で600万円、坪約19,720円です。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第28号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第29号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月の5条許可申請は、4件です。

初めに、1番ですが、権利者は、流山市大字西深井の方で、申請がありました土地は、流山市西深井にあります畑、4筆で、合計面積は5,973㎡です。

次に、転用目的につきましては、太陽光発電設備を設置したいというもので、議案案内図につきましては、2ページから3ページでございます。

次に、2番ですが、この後の3番と4番までの3件につきましては、権利者が同じ法人によるもので、事業目的も同一の事業となっておりますので、本案の2番から4番につきましては、一括してご説明をさせていただきます。

初めに権利者ですが、松戸市横須賀一丁目に本店を置く法人で、申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑、3筆で、合計面積は1,900㎡です。

次に、転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、議案案内図につきましては、2ページから3ページでございます。

今月の恒久転用に係る5条許可申請は、以上の4件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転

用)」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件であります。

本案については、権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番ですが、移転の原因につきましては使用貸借で、転用目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電事業を行うものであります。

次に、申請理由ですが、当該農地については、農業後継者がいないことから、農地の借り手を探していましたが見つからず、また、農地の維持管理が困難となり、土地の維持管理費等を賄うため、再生可能エネルギーの対象となる太陽光発電施設を設置しようとするものであります。

次に、農地区分ですが、申請地は、東武線運河駅の南西約1.4kmに位置し、周囲は住宅等が連たんしている区域内にある農地で、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画ですが、設置される太陽光発電施設につきましては、太陽電池モジュール1512枚を架台に設置するもので、約390キロワットの出力を得る予定です。

なお、隣接農地への被害防除対策として、申請地には、雑草の繁茂を防ぐため、防草シートを敷き、雨水は、敷地内に自然浸透処理することです。また、土砂の流出防止については、フェンスのパネルで土砂等の流出を防止する計画です。

次に、資金計画についてですが、設置費及び外構工事費が1億5120万円であり、これを、全額金融機関から借り入れる計画で、金融機関発行の融資見込証明書が添付されておりました。

次に、他法令の関係については、電力の売電に伴う国と電力会社との協議につきまして、経済産業省関東経済産業局からは設備認定通知書が発行されております。

また、電力会社とは接続協議がなされております。

次に、2番から4番についてですが、同一転用目的のため、一括して御説明いたします。

移転の原因は賃貸借で、転用目的は駐車場を設置しようとするものです。

権利者は、昭和57年に設立された松戸市に本店を置く株式会社で、事業内容は、自動車の販売等で、ここ3年間の年商は29億円から37億円で推移しているということです。

申請理由については、現在使用している会社敷地の駐車スペースが足りないことから、近隣で土地を探していたところ、今回、土地所有者の承諾が得られたことから、申請がなされたものであります。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、JR南柏駅の南東約1.8kmに位置しており、周囲は、住宅等が連たんしている生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に、事業計画の概要ですが、駐車場については、中古車及び修理車等を60台収容する計画で、路盤はアスファルトで舗装し、外周は高さ1.2mのネットフェンスを設置する計画です。

雨水及び土砂等の流出防止対策としては、ブロック及びコンクリート擁壁で、土砂等の流出を防止し、雨水については、地下貯留浸透させ、オーバーフロー分は側溝に排水する計画です。

次に、資金計画につきましては、建設費等で2200万円、賃借料が年間約320万円で、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

なお、建設費等で2200万円の経費を掛けるのに対して、契約期間が、解除の申し入れがない場合には自動更新するが、契約期間が2年間と短いことなどから、計画の確実性や継続性が懸念されましたので、申請者に対して再度確認をするよう指導したところであります。

その結果、申請者から契約期間を10年間に変更したとの報告がありました。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、それぞれ許可相当という結論に達しました。

なお、議案の2番から4番については、前述のとおり、計画の確実性や継続性において、懸念されましたことから条件付き許可相当となっており、委員の皆様方に置かれましては、慎重な審議について、ご協力を賜りたいと存じます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(水代委員) 私は小委員会で立ち会っていですね、契約期間を10年間にしたということで、それについて事務局の方にお尋ねしますが、10年間になりますとですね、保証金等が契約の中に含まれたのでしょうか。

また、10年の間に解約された場合の違約金とか、そういう条項は契約書の中に盛り込まれたのでしょうか。

田村次長補佐 ただ今の水代委員からの質問に対して私の方からお答えいたします。

まず、契約期間10年に対しては、解除の申出が無い場合は自動的に3年間更新ということで、特に規定はそのままです。

また、違約金等も特に無くて、解除する場合については3ヶ月前に相手に対して書

面で行うということで、3ヶ月の賃料に相当する金額を払うということで、その部分が記載されております。

以上です。

14番(水代委員) その解約の場合というのは、10年過ぎての3ヶ月前の解約というのはわかるんですが、中途解約の場合でも3ヶ月前であれば解約できるというような、そういう契約なんですか。

田村次長補佐 あくまでもこちらに関しては、当然農地法の許可を前提にということで、今回の契約に関しては予約契約という形になっております。

先ほど委員から質問あったとおり、本契約の期間中3ヶ月以上前に相手方に対して書面で通知ということで、これについては特に10年間の期間中とか、10年後の自動更新とかといった規定の方の記載はありません。

以上です。

14番(水代委員) 要するに、契約書ってそんな簡単でいいのかなというのがあるんです。

実際に契約書を取り交わすということは、貸主の方が自分の権利を保護するために、解約を出来るだけし難くするように契約するのが契約書であって、極端なこと言って、前回の小委員会のときに2年ということで、これはちょっと不信だよといって抗議したんですが、例えば今の条項の中でも、最初から2年たったら契約解除しちゃうっていうのもあり得るんじゃないかなという感じがするんです。そこのところを、皆さんの意見出してほしいと思います。

高市議長 その辺はどうなってるの。

田村次長補佐 あくまでもこちらの契約に関しては、予約契約ということで、賃料とかの算定基準として提出して頂いている契約であり、当然農地法の許可があった場合にのみ、こちらの契約書が本契約出来るものでございますので、こちらの期間に対して当初10年間ということで、契約してますので、他の条項に関して契約内容がおかしいということで、許可を受け付けないということではできませんので、事務局としては受付したわけでございます。あと、こちらの内容について、委員さんの方で、先ほど小林委員長からも、説明あったとおり、この内容については疑義が持たれるということであれば、何らかの方法で委員会の中で審議していけばいいのかなと思います。

以上です。

14番(水代委員) わかりました。

要するに、恒久転用ということで、5条ですから恒久転用出して、その転用が許可されたということだったら、いいと思います。

1番(小嶋委員) 1番ですけども、地図では権利者の住所が他の方の名前となっておりますけども、権利者と同じ家なんですか。

田村次長補佐 権利者につきましては、地図に書かれている方のお子さんで、相続して今回、申請いただいたということです。

先ほど委員長からも報告あったとおり、後継者については娘しかないということで、今現在奥さんがほとんどの農業を主体でやっているということで、農業が引き続きやっていけないということで、申請されたということでもあります。

以上です。

15番(石井委員) 私の地区でありますもので補足します。義務者は地図の方の子供です。権利者は義務者の夫で、地図の方のお嬢さんです。それで、地図の方は一昨年急死しました。急に亡くなっちゃったもので、後が出来ない状態なんです。それで嬢さんも仕事でしょっちゅう出張があるもので、それで出来ないというわけなんです。そんな関係で、地図の方は元農業委員もやってる方ですので、やる気はあるんですけど出来ないんですよ。

小林委員長 今の件で追加で報告しますが、出力390kwと報告しましたが、390kwだと電気保安技術者を設置しなくてはならないんですけど、この390kwは総額で、49.5kwの施設を7つ作るということで、電気保安技術者は置かなくていいということになっております。

390kwということで皆さん不思議に思ったかもしれませんが、そういうことになっております。

5番(酒巻委員) 今話聞くと390kwだから当然置くものかなと思って黙って聞いてたんですが、7施設作るということで、この7施設の電気はどこかで一つになるんだよね。

小林委員長 全部別です。集約しちゃったら390kwになっちゃうから、一施設になっちゃう。電柱を7本立てればそれぞれで流れますから、もちろん電力会社では一つになりますけど。

5番(酒巻委員) 東電との契約もそれぞれ別になっているの。

小林委員長 そうです。

10番(大作委員) 2番から4番についてちょっとお伺いしたいんですけど、権利者はこちらでは中堅のディーラーだと思うんですけども、私の聞き漏れかもしれませんが、自社の車をここに置くんですか。

小林委員長 中古車と修理車を60台置く予定です。

10番(大作委員) 中古車と修理の車を60台ですか。私はちょっとこの隣にお墓があるんですけど、そちらに来る来客用の車かと思ったんですけど、そういうことではないんですね。ちょっと会社からずいぶん離れてますよね。そういうような説明だったのでしょうか。

田村次長補佐 本社につきましては、議案書に載ってますとおり松戸市横須賀ということで、位置的には南流山と新松戸の間の位置に本店があります。旧流山病院の近くが本店の位置です。支店につきましては、柏市豊四季で、近くには豊四季中学校の近くに支店があります。

ちょうどこの本店支店の中間で探していたということで、適地としてこの場所を選定したということで聞いております。

以上です。

小林委員長 追加で、松戸店の方が30台、柏店の方が20台置く予定です。

8番(水野委員) これだけの規模の駐車場で本当に建物は建てないのかどうか。

あと、もう一つ右下の角のリスレインスタジアムってのは何なのか、これは建物じゃないのか。

田村次長補佐 こちらの施設につきましては、建物については一切建てないということで、あくまでも駐車場として車を置く場所だけだそうです。市の方もいろいろ都市計画とか、宅地課とか、関係課と協議して今回申請されたという経緯で聞いております。

リスレインスタジアムと書かれているところについては、先ほど委員長報告にありました地下貯留施設のことを、リスレインスタジアムということで表現されております。

4番(中村彰男委員) 申請書についていたカラーの図面があるでしょ。我々のところに配られている白黒だと理解に苦しみます。

田村次長補佐 リスレインスタジアムというのが、この図面だと一応青で格子模様になっているんですけど、白黒だと格子模様がはっきりしていないかもしれません。貯留に当たってはですね、真中がV字になっていて、そこに集まったものを貯留施設に入れて、オーバーフロー分は側溝へ排水するというので、計画されているものです。

4番(中村彰男委員) 先ほど水代委員から話しあった中で、第2小委員会の説明あったので、同じ委員として腑に落ちないのが、あれ許可相当でしたか。ソーラーがあって、それでこの駐車場ですよね。中古車や修理の車を置くスペースが無いということで、駐車場を求めるといって今審議されている中で、許可相当であるという説明を聞いております。委員、委員長含め5人おりますけど、かなりこの件では時間を費やしてやったことなんですよ。それで、その時の一つの条件提示があったと思うんですよ。それでこの説明、その中で、私どもとしては許可相当とはしなかったと記憶しておりますよ。

一つの問題は、2千2~3百万かけるんですよ、それで契約期間が2年だという。2年で元取れるんですかと。そこに義務者3人おります。月曜日やったんですよ、これ。火、水、木、今日木曜日ですよ。中2日ですよ。ほんとにこれでいいんですかと。私だったらやれませんよ。売り上げが2~30億あれば別ですけど。これだって民ですから、官と違いますから。いつ撤退するってなった場合、2千2~3百万かけて、で年収3百数十万ですよ。で、2年です。それで2年で撤退したらどうするんですかと。それで事業者の確認をとったわけですよ。その結果2年が10年になった。それはお聞きしました。

もう一つあるわけですよ。分厚い資料の中で数字のミスがありました。賃料が桁違いですよ。年収3百万が3千万になった数字の間違いが指摘されたはずですよ。

その辺の2つの課題があったわけですから、我々第2小委員会としてもそれを確認しませんと、簡単にはいそうですかと認められません。ということで、じゃあ、今日総会でありますから、委員会ではこうなっております、総会では皆さんの意見を伺いたいと

いう経緯だと私は記憶しております。それが、委員長の報告の中で許可相当と。じゃあ我々が2時間も3時間もこの件でやったのがこんな簡単に済まされちゃっていいんですかと。じゃあ今後そんな深く協議する必要ないんだねと。その辺私だけがそうなのか、委員長初めみんなそうなのか。

福留局長 中村委員言われるように、小委員会の中では書類の不備と契約の年数が元が取れない年数なので、恐らくそれでもう少しそのところが相手に確認をきちんとして書類が訂正され、契約の年数が確認された場合には小委員会としては許可相当というような形にいたしましょうと、ただ小委員会開かれた時点では許可相当も何もその2点が揃わないと判断できないのでということで、2点が中2日の中で揃いましたので、本日委員長の方から、ご報告をさせていただいたということでございます。

以上です。

7番(青野委員) 関連で、小委員長からは、駐車場については、条件付き許可相当というように委員長報告されたように記憶してるんです。今、中村委員はどこで、そういうようになったんだと。2,3日の間にどこでどうなってこういう方向性が出てきたんだと、いうことですから、暫時休憩をしてですね、小委員長さんと、事務方と、第2小委員会の委員の皆さんと最終的にですね、もう一度小委員長からご報告を頂いて、審議をした方が、私はいいと思うんですよ。だから暫時休憩の動議を出したいと思います。

高市議長 ただ今ですね、青野委員から動議が出ましたけども、暫時休憩をしてですね、第2小委員会の方々でですね、もう一度詰めていただいて、その結果をですね、一つお願いしたいと、こう思います。そういうことでございますので、暫時休憩といたします。

(午後3時48分 休憩)

(午後4時55分 再開)

高市議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小林委員長お願いします。

小林委員長 あらためまして、第2小委員会の審議の結果について、御報告させていただきます。

本案の2番から4番までの駐車場用地とする事案につきましては、2点の点について御意見が出されました。

一つ目は、書類の中の記載事項に、平米単価が違うなど不備があったこと。

二つ目は、貸借期間が2年ごとの更新契約となっていることなどから、許可後の転売の恐れも考えられることから、転用目的の確実性や継続性に疑義があったため、申請者に指導を行い書類の訂正と契約期間が見直されたところであります。

しかしながら、本件の問題だけではなく、転用後における利用変更や転売の恐れのある案件には、慎重に審議すべきであり、このことは、今後の安易な転用計画の防止の観点からも必要であると考えます。

また、農地所有者についても、農地の適正な管理責任を持ってもらうことが必要で

ある。

こうしたことから、再度、協議をさせていただき、本案の1番については許可相当に、本案の2番から4番につきましては、許可後10年間は転用目的どおりに利用することを条件とすることで、許可相当という結論になりました。

最後に、第2小委員会の皆様からは、農地転用後の場合は、転用目的どおりに確実に、また、継続して行われているか。

これは、農地造成の許可後の耕作の実施、また、3条の許可申請の場合にあっても、同様に、許可後は耕作が確実に行われているか。

などの点について、農業委員会として、今後更に、責任ある対処について検討し、対応を図っていくべきである。という、指摘と提案がありましたので付け加えさせていただきます。

以上でございます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

大変お時間を頂きまして、ありがとうございました。

高市議長 ご苦労様です。

ただ今ですね、委員長の方から説明がありましたとおり、許可相当ということで、収まったようでございますので、委員の皆さんはそれでご了承を頂きたいなと、そのように思います。

何か質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第29号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第30号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の諮問件数は更新によるものが1件です。

初めに、権利者ですが、権利者は流山市小屋の方で、職業は農業です。

次に、利用権を設定する土地は、流山市小屋の畑、1筆、面積は、76㎡で、利用権の設定期間につきましては、更新により3年間です。

議案案内函につきましては、6ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件であります。

最初に、権利者の職業は農業で年齢は77歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約0.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

現地の状況ですが、枝豆、トマト等が作付けされた状態でありました。

本件については、今年で貸借期間が満了となることから、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第31号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第31号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

今月の証明願いは3件です。

最初に1番ですが、この1番とこの次の2番の2件につきましては、権利者が同じ方で、申請内容も同一のもとなっておりますので、本案の1番から2番につきましては、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、申請者ですが、流山市野々下一丁目にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市野々下一丁目の畑、合計5筆で、面積は1,618㎡です。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

本件土地につきましては、登記簿上の地目は畑ですが、現況は宅地となっておりますことから、この度、地目変更登記申請をするため、証明願の提出があったものでございます。

次に、3番ですが、申請者につきましては、流山市西松ヶ丘一丁目にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市名都借の畑、1筆で面積は409㎡です。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

本件土地につきましても、登記簿上の地目は畑ですが、現況は宅地となっておりますことから、この度、地目変更登記申請をするため、証明願の提出があったものでございます。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の3件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小林委員長。

小林委員長 議案第31号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、3件でございます。

初めに、議案の1番及び2番については、一団の土地であり、現地の現況も同様のため、一括して御報告させていただきます。

まず、1番及び2番ですが、申請地は、流山セントラルパーク駅の北東約1.2kmに

位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として使用されておりました。

申請地は、昭和63年11月及び本年3月に相続を受けた土地であります。昭和55年に住宅を建築し、現在に至っているということです。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成5年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に3番であります。申請地はJR常磐線南柏駅の西約1.4kmに位置している土地で、地目は畑で、現況は宅地として建物の敷地の一部として、使用されておりました。

申請地は、平成24年に相続を受けた土地であります。昭和46年に住宅を建築し、現在に至っているということです。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目と現況の地目を一致させるため、願出があったものであります。

なお、今回の願出書の提出に当たっては、平成4年10月に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議したところ、いずれの案件も今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもってそれぞれ証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第32号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価・平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページをご覧ください。

議案第32号

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価・平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価を次のとおり行うとともに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり策定するものとする。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

- 1 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価(案)について
別紙のとおり
- 2 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
別紙のとおり

本案につきましては、国から出されております「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているものでございまして、本案の策定につきましては、去る5月26日と本日の総会開催前の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、平成25年度の点検評価(案)と26年度の活動計画(案)について御検討いただき、その原案を策定していただいたものでございます。

また、本日の議案の上程に際しましては、国が示しております策定の手順に従いまして、5月の総合農政検討委員会で御承認をいただきました原案に対する農業者等からの意見の募集を、事前に市のホームページを通して行いました。

この結果、意見の提出は特にございませんでしたので、この結果を踏まえまして、本日、2回目の総合農政検討委員会を開催し、原案の決定をいただきましたので、本日、ここで上程をさせていただくものでございます。

次に、原案の内容につきましては、事前にお手元に配布させていただきました別紙資料を御覧いただきたいと存じますが、この原案につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただきます。ここでは概要について申し上げさせていただきたいと思っております。

初めに、左上に(別紙様式1)と書かれた資料を御覧いただきたいと思っております。

この別紙様式1につきましては、平成25年度の点検・評価に関するものでございまして、この中では大きく分けて三つの項目に分けられております。

一つ目は、1ページから5ページにあります「法令事務に関する点検」、

二つ目は、6ページから7ページにあります「法令事務に関する評価」、

そして三つ目は、8ページから11ページにあります「促進等事務に関する評価」の三つの項目に分けられております。

それでは、最初に1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページからは、「法令事務に関する点検」についてでございますが、これは農業委員会の判断の透明性や公平性についての点検を行うものでございます。

この内、初めの1ページにありますのは、「総会等の開催及び議事録の作製」についての点検・評価でございます。総会開催日の周知は図られているか、議事録は正確に作成されているか、また、情報公開は図られているか、などを点検するもので、いずれも適正に事務が行われているものとなっております。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページからは、「法令事務に関する点検」のうち「事務に関する点検」についてでございますが、初めに(1)につきましては、農地法第3条の許可について、次に中段にあります(2)につきましては、農地法第4条及び第5条の転用許可について、次に3ページになりますが、(3)につきましては、農業生産法人からの報告について、次に3ページの中段にございます(4)につきましては、農業者の方などへの情報の提供について、最後に4ページをお開きいただきまして、(5)につきましては、農用地利用集積の決定について。

「事務に関する点検」につきましては、以上の(1)から(5)までの5項目について、公平、適正に事務が行われていたか、などを点検するものでございまして、この各項目につきましても適正に事務が行われているものとなっております。

なお、以上の5項目の「事務に関する点検」につきましては、次の5ページの(6)に、「地域の農業者等からの意見等」という欄がございますが、こちらは市のホームページで意見等の募集を行いました。意見はございませんでしたので、「なし」と記載をさせていただきました。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

この「法令事務に関する評価」についてでございますが、ここでは農業委員会が行う様々な業務の中で、法令事務となりました遊休農地に関する事項についての活動実績について評価を行うものでございまして、本市につきましても、10月から農地の利用状況調査を実施いたしまして、平成25年度につきましては、延べ実数で47人の農業委員さんに調査等を行っていただき、1.4haの遊休農地の解消が図られたところでございます。

また、この項目に関しましての「評価」につきましては、6ページの下段にあります4の「評価の案」の欄に記載をさせていただいております。また、「この項目に対する農業者等からの意見」につきましては、次の7ページになりますが、5の「農業者等からの意見」の欄には「なし」、そして、「農業者等からの意見を踏まえた評価の決定」につきましては、意見はございませんでしたので、6の欄につきましては、6ページの下段にあります「4の評価の案」と同じ内容で記載をさせていただいております。

続きまして、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。

大きな 番、「促進等事務に関する評価」についてでございますが、ここでは、評価を行う項目は3項目でございます。

一つ目は、「認定農業者等担い手の育成及び確保」について、二つ目は、次の9ページになりますが、「担い手への農地の利用集積」について、三つ目は、10ページになりますがけれども、「違反転用への適正な対応」について、以上の3項目でございます。

こちらにつきましても、農業委員会の活動が、外部そして内部を問わずはっきり見える活発な活動が求められていることから評価を行うものでございまして、認定農業者・利用集積・違反転用の3つの取り組みについて、それぞれの目標数値や実績数値、また、各項目の活動評価につきまして、それぞれ記載をさせていただいたものとなっております。

続きまして、資料の左上に(別紙様式2)と書いてあります資料を御覧いただきたいと思っております。

こちらは「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」でございますが、この計画(案)には大きく分けてふたつ。「法令事務に関すること」と「促進等事務に関すること」の二つの項目に分けられております。

まず、1ページにつきましては、法令事務(遊休農地に関する措置)についてでございます。

こちらにつきましては、先ほどの点検評価の中にもございましたが、農地法の第30条の規定に基づき実施しております農地の利用状況調査に関する目標数値や活動計画について定めるものとなっております。

また、次の2ページから4ページにかけましては促進等事務に関するものとなっております。こちらにつきましても先ほどの点検評価の項目の中にもございましたが「認定農業者の育成確保」や「農地の利用集積」、また、「違反転用」についての活動に対する目標数値や活動計画を定めるものでございます。

なお、この平成26年度の計画(案)の内容につきましては、資料に記載いたしましたとおりでございますが、本案の策定に当たりましては、前年度、平成25年度の活動評価などを踏まえまして、総合農政検討委員会の皆様に、新たな活動計画(案)を策定していただいたものでございます。

最後になりますが、本日、御承認をいただきました際には、この25年度の点検評価と26年度の活動計画を国へ提出をして参りたいと考えております。

また、併せまして、市のホームページにも掲載をして参りたいというふうに考えております。

本案につきましてのご説明は以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。青野

委員長。

青野委員長 議案第32号『平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検評価及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について』総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、5月26日と本日の2回に亘り、総合農政検討委員会を開催し、審議いたしました。

本案につきましては、農林水産省が公表いたしました「農地改革プラン」また、「農業委員会の適正な事務実施について」に基づきまして、本市につきましても、農業委員会活動に関する「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を昨年6月に策定し、積極的な活動の実施に努めてきたところであります。

これによりまして、今回は、平成25年度事業が終了いたしましたので、「平成25年度に行った活動に対する点検と評価」を行うものであります。

また、これを踏まえまして、本年度の新たな目標を設定し、「平成26年度の活動計画」を策定するものであります。

それぞれの実績に対する評価や新たな計画目標案などにつきましては、お手元に配布させていただきました資料をご覧くださいと思いますが、平成25年度の全体の評価といたしましては、各委員の皆様のご尽力によりまして、法令事務等の適正な判断と公平性の確保が図られたものと感じております。

更には、平成26年度につきましても、新たな目標を設定し、本市委員会が一体となって、さらに委員会活動を推進してまいりたいと思っております。

最後になりましたが、本案の策定にあたりましては、5月総会開会前に総合農政検討委員会を開催し、第1回目の審議を行うとともに、別紙(案)につきましては、5月26日から6月25日までの間、農業者等の方からの意見を市のホームページで募集いたしました。

その結果、特に意見等はありませんでしたので、本日の総会前に総合農政検討委員会を再度開催し、第2回目の審議を行った結果、当委員会におきましては、別紙(案)のとおり策定することで決定をいたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第33号

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

別紙(案)のとおり

初めに、本案にあります「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」についてですが、農業経営基盤強化促進法の第5条に、都道府県は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めるものと規定されております。また、第6条には、市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、今回議題となっております「基本構想」でございますが、これを定めることができると規定されております。

このことから、流山市につきましても、平成7年に基本構想が策定され、その後、平成22年には農業経営基盤強化促進法の改正等に伴い、一部変更が行われているところでございます。

そしてこの基本構想の策定に当たりましては、県が定めた基本方針の計画との調和が保たれたものであること、また、市の基本構想を策定する場合や基本構想の変更をする場合は、あらかじめ農業に関する団体等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされております。

こうしたことから、今回の諮問につきましては、県が策定しております基本指針について、一部見直しが行われましたことから、これを受けまして、流山市の基本構想につきましても一部変更をするため、流山市長から諮問があったものでございます。

次に資料といたしまして、皆様のお手元の方に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)新旧対照表」を資料として配布させていただきましたので、これを御覧いただきたいと思います。

そして御説明につきましては、新旧対照表により御説明をさせていただきたいと思

いますので、よろしくお願いいたします。

まず、新旧対照表の1ページでございますが、このページは表題部でございますが、改正が行われる年月の箇所が変更となります。

続きまして資料の2ページをお開きください。

ここからは、基本構想の本文となります。

なお、この表の見方についてでございますが、左側の列には今回改正される根拠と留意事項が書かれております。また、中央の列には、今回、改正される案について、右側の列には、現行の文言が書かれております。

そして、今回改正となる部分につきましては、太字とアンダーラインが引かれた箇所が今回の改正部分となっておりますので、この部分を中心にご覧いただければと思います。

まず、1点目の改正された部分でございますが、「人口の修正」がございまして、流山市の人口については、「169,000人」から、「170,000人」に修正が行われております。

次に、中央の列の中段に、「6の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標」がございまして、これの(1)の「新規就農の現状」から、次の3ページにかけましての(4)地域ごとに推進する取組」までが、新設されまして、新規就農者や農業法人の確保などについての、それぞれの目標数値や取組みが、追加されております。

次に、同じく3ページの中段にあります。第3の「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標」が追加されましております。

次に、3ページの下段にあります。利用集積に関する目標シェアについての修正がされてございまして、一番下の表にありますとおり、効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標数値が46%に修正が行われております。

続きまして、4ページをお開きください。

このページにありますのは、農地の有効活用の推進、また、青年就農者や農業法人の参入促進などを図るために、昨年12月に創設されました、農地中間管理事業に関する法律や農業経営基盤強化促進法の一部などによりまして、今までの農地保有合理化事業から農地中間管理事業に移行されたことに伴いまして、一部、事業名などの変更と文言の削除が行われております。

次に、6ページでございますが、上から3行にあります。7の「新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項」が新設されてございまして、これに関する取組みや役割分担などが、次の6ページの3行目までに、新たに追加されております。

そして、最後になりますが、5行目以降にあります、3のその他農地利用集積円滑化事業の実施基準に関する事項につきましては、農地保有合理化法人や農地中間管理機構の部分の修正が行われたものとなっております。

御説明につきましては以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

青野委員長。

青野委員長 議案第33号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」、本案に関する総合農政検討委員会における審議の経過と結果について、御報告いたします。

本案につきましては、平成26年4月に、千葉県が策定しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の一部見直しが行われましたことから、本市につきましても、県の基本方針に基づき策定しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、見直しが必要となったものであります。

また、今回、見直しが行われた各事項につきましては、先ほど事務局からも説明がりましたが、この中には、農業の持続的な発展に向け、新規就農者を確保するために、『新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標』と『その取組み』についてなどが、新たに追加されたものであります。

こうしたことから、本案について採決しましたところ、全会一致をもって原案のとおり、承認相当とすることに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、御報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、多数であります。

よって議案第33号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第34号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の9ページをご覧ください。

議案第34号

農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成26年6月26日提出

流山市農業委員長 高市 正義

1 農地法施行規則第17条第1項関係

2010年農林業センサスでは、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40パーセントを下回っていない。

2 農地法施行規則第17条第2項関係

農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、2010年農林業センサスの耕作放棄地面積が経営耕地面積の11.5%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30aと設定しておりますが、農林水産省から出されております通知、「農業委員会の適正な事務実施について」におきましては、3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定については、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても本日の総会前に、総合農政検討委員会の皆様に御検討をいただきましたので、本日御提案をさせていただいたものでございます。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、主に、農地法施行規則第17条第1項、と第2項の二つの関係をもって検討をすることとされております。

初めに、皆様のお手元に配布させていただきました資料を合わせて、ご覧いただきたいと思いますが、一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下らないように算定することとされております。このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

資料の中では、一番上の表の中の太枠で囲んであります箇所が、流山市の場合の40%ラインとなっております。

次に二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とさ

れております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができると定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

資料の中では、中段の表の中の四角い枠で囲んであります「経営耕地総面積」と下の段の表の中の四角い枠で囲んであります「耕作放棄地面積」の箇所が該当いたしまして、これの割合を計算いたしますと、11.5%となるものでございます。

次に、これらの検討に当たりましては、2010年農林業センサスの確定値を基に検討をしていただきましたが、下限面積の検討を行う場合は、信頼性の高い農林業センサスの数値をもって検討することを原則としているため、このセンサスの数値により比較をしております。

また、施行規則第17条第2項関係の検討に当たりましては、センサスの数値を原則としたほか、平成25年度に実施いたしました農地の利用状況調査における遊休農地面積の割合も考慮し、総合農政検討委員会委員の皆様にご検討をいただいたところでございます。

最後になりますが、本案につきましても本日御承認をいただければ、国が示しております手順に従いまして、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

御説明につきましては以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。青野委員長。

青野委員長 議案第34号『農地取得下限面積の修正の必要性について』総合農政検討委員会における審議の経過と結果について御報告いたします。

本案につきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、農林業センサスや利用状況調査の結果などを踏まえて別段面積を定め、これを公示することになっております。

また、平成22年12月22日付で「農業委員会の適正な事務実施について」の一部が改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

下限面積の設定または修正の必要性についての審議基準については、農地法施行規則第17条第1項に関する基準及び同条第2項について審議することとなっております。

このことから、第17条第1項に関する事項については、2010年農林業センサス確定値で、本市の下限面積30アール未満の農家数が、350戸であり、総農家数706

戸の49.5%であることから基準の40%を下回らない状況でありました。

また、第17条第2項では、2010年農林業センサス確定値では、本市の経営耕地面積が約32,635アールであり、区域内に耕作の目的に供されておらず、かつ、引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地及び適正な利用を図る必要がある農地が約3,765アールで、経営耕地面積の約11.53%と低い状況でありました。

また、平成25年度の利用状況調査においても、調査対象面積約585ヘクタールに対し、遊休農地の面積が、9.1ヘクタールで、全体の約1.56%と低い状態でありました。

その結果、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積については修正を行わないことに決定いたしました。

以上で、総合農政検討委員会における審議の結果について、ご報告を終わらせていただきます。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第34号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第14号「農地法第五条の規定による許可申請(一時転用)(県許可)の取下願について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第14号

農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)(県許可)の取下願について農地法第5条の規定による許可申請の取下願が次のとおりあったので報告する。

平成26年6月26日報告

流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、流山市このす台にあります水田706㎡につきまして、農地造成を行いたいということから、平成24年の5月総会の中でご審議いただきまして、許可相当というご判断をいただいた案件でございます。

また、本件の申請地につきましては、柏市との行政境に位置しておりまして、柏市

分にある水田とは地続きとなっておりますことから、柏市分の水田の埋め立て申請につきましては、柏市の農業委員会においても審議が行われ、許可相当となりました案件でございます。

そして、その後の経過でございますが、本件につきましては、同じ埋立て業者が行う同一事業であり、また、申請地が流山市と柏市の二つの市にまたがっておりますことから、本件の最終の許可権者は千葉県知事になりますので、千葉県に進達を行ったところでございまして、柏市農業委員会につきましても同様の手続きが行われたところでございます。

こうした中で、本事案につきましては、他法令として残土条例の許可も必要となりますことから、この埋立て条例の許可申請も合わせて提出されておりましたが、この中で、土砂の運搬車両の通行に関しての住民の方々の反対があり、協議は続けられてきたとのことでありましたが、同意が得られる見込みがないということから、今般、取下げ願いの提出があったものでございます。

なお、本件につきましては、流山市の取下げ願いと同様に、柏市の農業委員会にも提出されております。

また、合わせまして、今回の事案は、千葉県知事扱いになりますので、取下げ願いの書類を県に送達しまして、これを受け、県からは、流山市と柏市に取下げの受理について、処理された旨の通知が発出されております。

本件につきましてのご説明は以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。5番(酒巻委員) 反対の理由が土砂の運搬であったということなんですけども、その他に何かあったんでしょうか。

吉田次長 今回の理由の中で書かれておりましたのは、埋立て条例の許可の中でのお話ですが、地元の自治会の方で反対があったということで、その反対というのが、自分の所だけ通るのではなくて、別の行き方もあるようなんですね、自分の自治会の他にもあるんだから、自分の自治会の前だけ通るのは納得できないということで、もう一つも合わせて使ってほしいという要望があったということらしいんですが、その辺で協議がまとまらなかったということのようです。原因としては以上でございます。

高市議長 他にご質問ありますか。

特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第15号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったの

で報告する。

平成26年6月26日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

今月のご報告は、2件です。

初めに、1番です。

斡旋依頼がありました土地は、流山市市野谷の畑、合計7筆で、面積は1,502㎡です。本件につきましては、今年の3月の総会におきまして、生産緑地の主たる従事者証明願いの中で御承認をいただきました方の農地でございます。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりでございます。今年の7月20日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の制限が解除されるものでございます。

議案案内図につきましては、11ページから12ページです。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

次に、2番についてですが、斡旋依頼がありました土地は、流山市木の畑、合計5筆で、面積は1,603㎡です。

本件につきましては、今年の4月の総会におきまして、生産緑地の主たる従事者証明願いの中で御承認をいただきました方の農地でございます。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりでございます。本件につきましては、今年の8月1日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為の制限が解除されるものでございます。

議案案内図につきましては、13ページです。

今月の生産緑地買取り申出についての御報告は、以上の2件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第16号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第16号

地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、報告する。

平成26年6月26日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、登記申請者につきましては流山市大字西深井の方で、照会がありました

土地は流山市西深井の畑、1筆で、面積は214㎡、登記申請地目につきましては宅地でございます、議案案内図は14ページです。

本件は、地目変更登記をするため、千葉地方法務局松戸支局の登記官から照会があったものでございますが、本件土地につきましては、農地法第5条の規定による農地転用許可が平成25年の3月18日付けで許可済みの土地でございました。

このため、法務局の回答を行う場合は、原則として、3人の農業委員さんにご参集をお願いしておりますが、本件につきましては、これを省略させていただき、現況地目は非農地、転用許可は有。そして、原状回復命令は行わないとして、法務局に回答をさせていただいたものでございます。

本件の御報告につきましては以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月26日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、1番の農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。

今月のご報告は5件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が4件と、駐車場が1件でした。

今月の4条届出の合計は、以上、5件、6筆、2,241㎡。

地目別の内訳では、田 4筆、1,918㎡、畑 2筆、323㎡でした。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月のご報告は11件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたし

ました。

次に、移転の原因別の内訳についてでございますが、今月は11件のいずれもが売買でございました。

また、転用目的別の内訳につきましても、11件のいずれもが住宅用地でございました。

今月の5条届出の合計は、以上、11件、13筆、2,015.71㎡、
地目別の内訳では、田が1筆、16㎡、畑が12筆、1,999.71㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後6時5分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年6月26日

流山市農業委員会長高市 正義.....

流山市農業委員会委員須郷 英夫.....

流山市農業委員会委員水代 啓司.....